

離職者等再就職訓練事業（委託訓練）の概要

国と都道府県等が委託契約を結び都道府県等が事業の実施主体となって、民間教育訓練機関や学校教育機関等の多様な教育資源を活用し、離職者の多様なニーズに応じた職業訓練を実施することにより、早期の就職を支援するもの。

厚生労働省

- 能力開発政策の方針や全国計画の策定
- 都道府県等の訓練実施計画の確認・予算の交付（契約）

委託契約

都道府県等（職業能力開発校）

職業能力開発促進法
第15条の7第3項に基づき実施

- 地域の雇用情勢等を踏まえ訓練実施計画の作成
- 個々の離職者の多様なニーズに応じた委託訓練コースの設定・委託訓練実施機関の調達
- 委託訓練の委託先を巡回訪問し、効果的な就職支援を行うための必要な助言、指導

委託契約

委託訓練実施機関（民間教育訓練機関等）

<主な訓練コース>

- ① 早期再就職に必要な知識と技能を習得する職業訓練
(例：経理事務科、情報処理科、介護実務者科など)
- ② より高度な技能や資格取得を目指す職業訓練
(例：介護福祉士養成科、保育士養成科、プログラミング言語習得科、建設人材育成科など)
- ③ 訓練生の個別の事情に配慮した職業訓練
(例：定住外国人向けコース、母子家庭の母等の自立促進コース、eラーニングコースなど)

[受講料]
無料(ただし、テキスト代等は自己負担)



離職者

求職申込み

職業相談

受講
あっせん

ハローワーク

訓練
修了

職業紹介

就職

企業



委託先機関の選定等について

<p>委託訓練 基礎情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等が設置する職業能力開発施設が実施主体となる。 ○ 総訓練時間については300時間（1ヶ月当たり100時間）を標準とする。 ○ 訓練生一人一月当たり60,000円（外税）を上限とする。 									
<p>委託先機関の 選定基準</p>	<p><受託実績がある機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託実績（就職率^{※1}）、就職支援への取組み状況等を踏まえ選定を行う。 ○ 以下の場合、当該機関・訓練コースは委託の対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近の受託訓練コースの就職率が、同一地域の同一・類似分野の他の訓練コースに比べ、有意に低い場合 ・同一地域内において同一・類似の訓練コースがない場合で、当該訓練コースの就職率が同一地域内全体の就職率と比較して、著しく低い場合 <p><新たに委託先機関となる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該民間教育訓練機関等の学生の就職状況 ○ 委託先機関の実施する就職支援の実施見込み 									
<p>委託先機関の 継続要件^{※2}</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職率が35%未満となった時は、当該訓練コースと同種の訓練コースの実施を希望する場合（2回目）、委託者は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行う。 ○ 就職率が2回連続して35%未満となった時は、同種の訓練コースの設定を希望しても、原則として、当該訓練コースは委託の対象としない。 									
<p>就職実績に応じた 委託費の支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練実施経費の単価を1人1月50,000円^{※3}（外税）を上限とし、加えて、以下の就職実績に応じた就職支援経費を支給するコースを実施している。（訓練設定時間が100時間未満は按分） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 就職支援経費就職率^{※4}</td> <td>80%以上</td> <td><u>20,000円（外税）</u></td> </tr> <tr> <td>② 就職支援経費就職率</td> <td>60%以上80%未満</td> <td><u>10,000円（外税）</u></td> </tr> <tr> <td>③ 就職支援経費就職率</td> <td>60%未満</td> <td>支給なし</td> </tr> </table> 	① 就職支援経費就職率 ^{※4}	80%以上	<u>20,000円（外税）</u>	② 就職支援経費就職率	60%以上80%未満	<u>10,000円（外税）</u>	③ 就職支援経費就職率	60%未満	支給なし
① 就職支援経費就職率 ^{※4}	80%以上	<u>20,000円（外税）</u>								
② 就職支援経費就職率	60%以上80%未満	<u>10,000円（外税）</u>								
③ 就職支援経費就職率	60%未満	支給なし								

※上記は委託訓練のうち最も一般的な知識等習得コースとしていること。

※1 (就職者数+就職のための中退者)/(訓練修了者+就職のための中退者)×100

※2 委託先機関の継続要件は、就職実績に応じた委託費の支給を行うコースの場合が対象となること。

※3 就職実績に応じた支給とする場合のみ、基本単価が別となること。

※4 (対象就職者* +対象就職者のうち就職のための中退者)/(訓練修了者+対象就職者のうち就職のための中退者)×100

対象就職者*とは、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ雇用期間の定め無しまたは4か月以上の雇用期間により雇い入れられた者のこと。

都道府県での委託先機関の選定事例について

<A自治体の事例>

● 委託先機関の選定方法：プロポーザル方式

● 審査基準

以下の基準により合計100点で審査を行い、より優れた提案を行った者に決定

- 1) 訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容（合計30点）
訓練内容・カリキュラム内容（※1）について20点配点している。
- 2) 就職支援体制・就職支援内容（合計45点）
就職支援内容（※2）について30点配点している。
- 3) 就職率実績（合計10点）
過去の就職率実績により、4～10点配点している。
- 4) その他（合計15点）

※1 業種、業態に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上、カリキュラムの設定、時間配分等が仕様書に定める訓練目標、仕上がり像に対応しているか。とりわけ、就職困難者が就職できない要因を把握、分析した上で、それぞれの特性に応じた訓練内容となっているか。

※2 業種、業態に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上での、的確な支援の内容か。とりわけ、就職困難者が就職できない要因を把握、分析した上で、それぞれの特性に応じた内容となっているか。